

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定（税務課）

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（ 〃 ）

公有水面の埋立ての免許の出願（漁港課）

開発行為に関する工事の完了（四件）（都市計画課）

総合的設計によって建築される建築物の認定（建築課）

◇ 公 告 平成十一年度毒物劇物取扱者試験の合格者（医務薬事課）

## 告 示

### 鳥取県告示第五百八十八号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第三百三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第五百八十九号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第三百三十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名 有限会社湖東石油店 代表取締役 溝口隆	主たる事務所の所在地 鳥取市湖山町北二丁目一四〇	指 定 年 月 日 平成十一年九月一日
--------------------------------------	-----------------------------	------------------------

名称及び代表者の氏名 株式会社サンノウエ 代表取締役 井上賢明	主たる事務所の所在地 米子市東福原六丁目一三〇	指 定 取 消 年 月 日 平成十一年七月三十一日
---------------------------------------	----------------------------	------------------------------

### 鳥取県告示第五百九十号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部水産振興局漁港課及び泊村役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

1 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七一―四八、一五七二―一及び一五七三―三の地  
先公有水面

2 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点  
とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡泊村大字石脇字甲亀山一〇二二に所在する甲亀山三等三角点  
(北緯三五度三〇分四九秒、東経一三三度五六分五四秒) から八一度四

二分三〇秒、五五三・五〇メートルの地点

2の地点 1の地点から二九度〇四分二六秒、三九・四九メートルの地点

3の地点 2の地点から三五二度一五分五四秒、二九・〇二メートルの地点

4の地点 3の地点から三三四度五八分五八秒、四一・四九メートルの地点

5の地点 4の地点から五三度二分〇八秒、五・九三メートルの地点

6の地点 5の地点から一四三度二五分三七秒、三・八六メートルの地点

7の地点 6の地点から一四四度五二分〇九秒、三七・一七メートルの地点

8の地点 7の地点から一七二度二一分四〇秒、三四・一五メートルの地点

9の地点 8の地点から二〇九度〇三分三一秒、四一・〇一メートルの地点

3 面積

六一七・六六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七一―四七、一五七二―四八、一五七二―一、一

五七三―三及び一五七三―一並びに一五七一―四八、一五七二―一、一五七三、  
一五七三―三及び一五七三―一の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からFの地点までを順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点  
とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 東伯郡泊村大字石脇字甲亀山一〇二二に所在する甲亀山三等三角点  
(北緯三五度三〇分四九秒、東経一三三度五六分五四秒) から八一度一

二分三〇秒、五四八・〇〇メートル地点

Bの地点 Aの地点から二九度二一分四〇秒、六〇・〇六メートルの地点

Cの地点 Bの地点から三五五度三三分二〇秒、四八・八六メートルの地点

Dの地点 Cの地点から五三度〇七分三四秒、六一・二五メートルの地点

Eの地点 Dの地点から一四五度〇三分五六秒、四四・六二メートルの地点

Fの地点 Eの地点から一七二度一八分一七秒、三六・八二メートルの地点

3 面積

六、〇二七・八九平方メートル

四 埋立地の用途

物揚場用地

五 出願年月日

平成十一年八月十二日

鳥取県告示第五百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)  
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十二月五日 鳥取県指令鳥土維第一千二百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字東横江

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南隈三一

有限会社サウス 代表取締役 山本 明

**鳥取県告示第五百九十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年三月三十一日 鳥取県指令都計三一二第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字山中新川、字山中新川左右及び字高木灘道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田 隆朝

**鳥取県告示第五百九十三号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年六月七日 鳥取県指令都計三一二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津一三九〇一、一三九〇一三、一三九一―一及び一三九三―二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原四丁目二二―一六

株式会社クイーンズアームス 代表取締役 林原 正昭

**鳥取県告示第五百九十四号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十月十五日 鳥取県指令倉土維十第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字宇野字坂根及び字磯坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市山根五八三―三

株式会社河金組 代表取締役 河金 直義

